

# 吉野熊野国立公園の公園区域及び公園計画の変更並びに 海中公園地区で捕獲を規制する動物（オオナガレハナサンゴ）の追加について

## 1. 変更の理由

吉野熊野国立公園は、紀伊半島中央の山地、南東部の海岸、及びこれらの2地域を結ぶ熊野川一帯にかけて指定されており、山岳、河川、海岸からなる変化に富んだ景観を有する。今回は、平成9年の第1次点検以降の公園を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、本公園の保護及び適正な利用を増進する観点から、公園区域及び公園計画の変更（第2次点検）を行う。

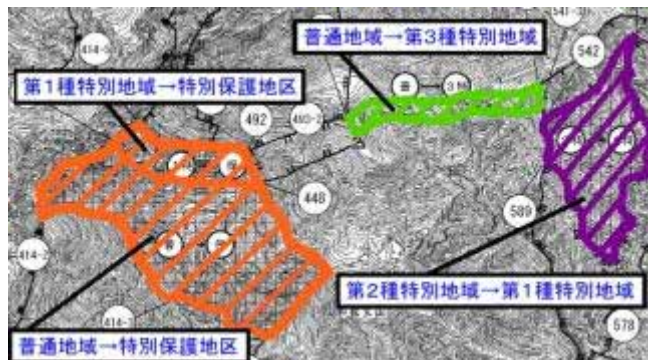
## 2. 変更案の概要

### (1) 公園区域の変更

境界が不明瞭になった地域について、公園区域の明確化を図るための最小限の削除を行う（串本町田原ほか、計7箇所、各0.2～2ha）。

### (2) 保護規制計画の変更

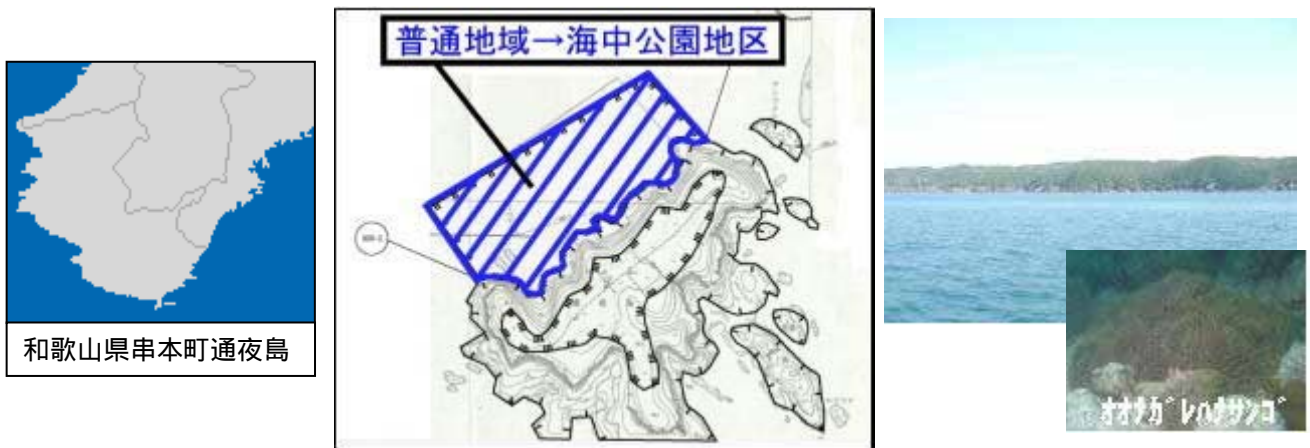
ア 大普賢岳の特別保護地区と一体として保護を図るため、東側尾根や南斜面の一部について第1種特別地域及び普通地域から特別保護地区に変更する（167ha）ほか、伯母ヶ峯の南西斜面の一部を第2種特別地域から第1種特別地域に（62ha）、伯母ヶ峯の第1種特別地域に連なる稜線沿いの一部を普通地域から第3種特別地域に（17ha）変更する。



イ 隣接する第2種特別地域と一体として風致の維持を図るため、和歌山県北山村下尾井の一部について地種区分の変更を行う（0.8ha）ほか、地種区分線の明確化を図るための最小限の削除を行う（計10箇所、0.2～2ha）。



ウ 国内最大、世界最北限のオオナガレハナサンゴの群生域が広がる和歌山県串本町<sup>つやしま</sup>通夜島の地先海域を海中公園地区に指定する（13.7ha）。



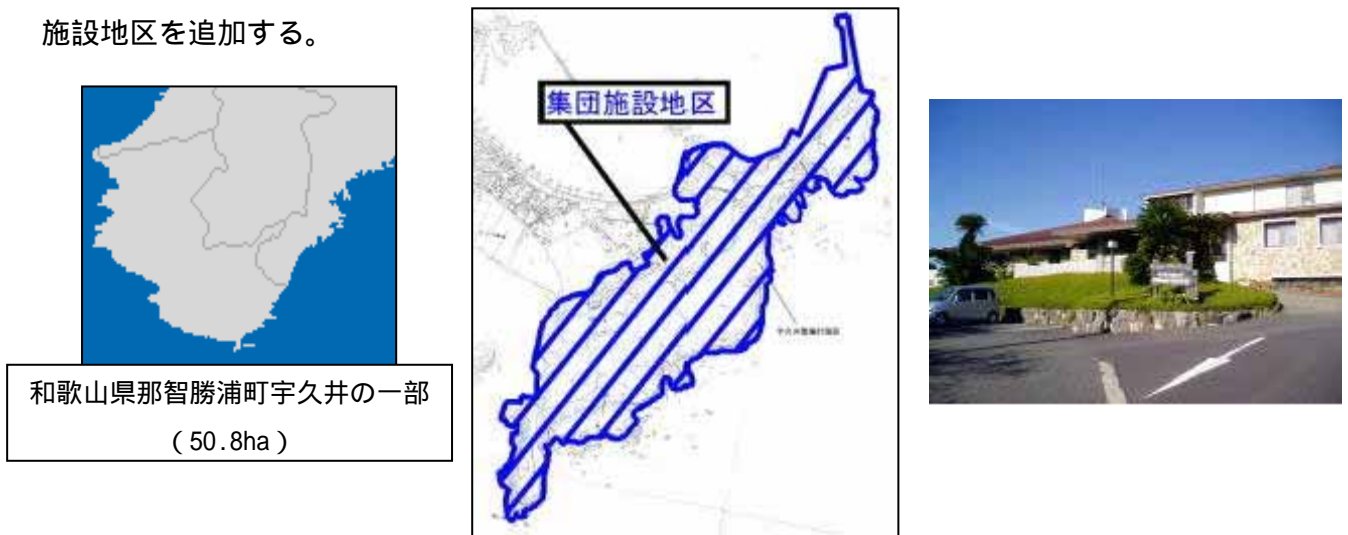
(3) 保護施設計画

オオヤマレンゲ等の植生がシカの食害によって衰退することを防ぐために計画された植生復元施設について、大峯山系の主稜線に沿った十津川村にかかる区域を新たに計画対象地域に追加する。

(4) 利用施設計画

ア 集団施設地区の追加

和歌山県熊野地域の海岸沿いに位置する宇久井地区において、常緑広葉樹林のすぐれた自然林や、里地里山の景観を活用し、自然体験学習等の自然と親しむための拠点となる宇久井<sup>うくい</sup>集団施設地区を追加する。



イ 単独施設の変更

適切な利用を促進するため、以下の単独施設を追加する。

- ・園地 奈良県吉野郡天川村（小坪谷）
- ・園地 和歌山県東牟婁郡太地町（夏山<sup>なつき</sup>）
- ・園地 和歌山県東牟婁郡串本町（通夜島）



また、上記「ア」の宇久井集団施設地区に振り替えるため、勝浦町宇久井地区の園地及び宿舎を削除するほか、利用実態にあわせて将来的な整備の見込みのない利用計画を削除する。

## ウ 歩道の変更

「紀伊山地の霊場と参詣道」が昨年世界文化遺産に登録され、利用者の更なる増加が見込まれることから、歩道計画の全体的な見直しを行う。熊野古道へのアクセスルートとなる以下の4歩道を追加するほか、利用実態に則して大峯山系周辺や大台ヶ原周辺の歩道を変更する（計5箇所）。



小坪谷線	小坪谷から奥駈道出合に至る登山道
頂仙岳明星ヶ岳線	高崎横手から明星ヶ岳に至る登山道
白川又仏生ヶ岳線	白川又から仏生ヶ岳に至る登山道
旭釈迦ヶ岳線	釈迦ヶ岳旭口から釈迦ヶ岳に至る登山道

また、上記「ア」の宇久井集団施設地区に振り替えるため、勝浦町宇久井地区の歩道を削除する。

## 3. 海中公園地区で捕獲を規制する動物の追加

自然公園法第24条第3項第二号に基づき、吉野熊野国立公園の海中公園地区における捕獲を規制する動物にオオナガレハナサンゴを追加する。

### 【オオナガレハナサンゴ *Catalaphyllia jardinei* (ナガレハナサンゴ科)】

本種は半球状の群体を形成し、群体の大きさは1m以内である。ポリプは淡灰緑色で、触手頂部はピンク色、灰黄色、黄橙色と変異があるが、国内ではピンク色のものは見られない。

海外ではアフリカ東岸からメラネシアにかけてのインド・西太平洋の熱帯域に広く分布するが、国内では和歌山県串本町のほか、長崎県男女群島などに分布が限られる。

生息深度は水深10~20mで、波浪の直接的な影響を受け難いやや遮蔽された環境を好み、特に、水深15m前後で底質が岩盤もしくは転石帯から砂地へと変わる特殊な地形域から多く出現する傾向がある。



公園計画について <http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/info/npsys/index.html>